

大阪市期間限定保育実施要綱

平成 30 年 11 月 12 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、待機児童等が多い 1 歳児の受入枠確保に資するため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 3 項の規定による保育施設等（保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（支援法 29 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）の利用が保留となった児童等を対象に、法第 24 条第 1 項の規定による保育（以下「通常の保育」という。）を、保育室の空き等を活用し、期間を限定して行う（以下「期間限定保育」という。）に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第 2 条 期間限定保育の対象児童は、原則として次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 大阪市内在住の者で、期間限定保育の利用開始日の属する年度の 4 月 1 日時点で満 1 歳の児童であること。
 - (2) 大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱（以下「利用調整事務取扱要綱」という。）第 3 条の規定による利用調整の結果により、利用が保留となっていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは大阪市外在住の児童でも利用することができる。
- (1) 期間限定保育の利用開始後、年度途中で市外に転出した場合であって、引き続き家庭における保育が困難であるとき。
 - (2) 児童の保護者が利用調整事務取扱要綱第 7 条の 2 第 1 項に規定する保育士、同条第 2 項に規定する保健師、看護師、准看護師、並びに同条第 3 項に規定する幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭であるとき。

(区長の意見の聴取)

第 3 条 市長は、期間限定保育の実施に当たっては、各区における実施の要否について区長の意見を聴くものとする。

(実施施設)

第 4 条 期間限定保育を実施する保育施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たす必要がある。

- (1) 保育室の空き等を活用し期間限定保育が実施できる大阪市内に所在する保育所又は

認定こども園（以下「保育所等」という。）であること。

- (2) 期間限定保育を実施した場合であっても、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 49 号）、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 99 号）及びその他関係法令に定める基準を満たし、児童の安全な受入に必要な環境及び体制が確保されていること。

(実施期間)

第 5 条 保育所等における期間限定保育の実施期間は、期間限定保育の開始日から当該開始日の属する年度（以下「開始年度」という。）の翌年度の末日までとする。

- 2 やむを得ない事情により、前項に定める期間を実施し難い場合は、開始年度の末日までとすることができる。

(実施計画及び実施届け)

第 6 条 期間限定保育を実施しようとする者は、市長が指定する期日までに、大阪市期間限定保育実施計画書（様式第 1 号）を市長に届け出なければならない。

- 2 利用調整の結果、期間限定保育を開始する者は、期間限定保育の開始日までに大阪市期間限定保育実施届（様式第 2 号）及びその他必要書類を市長に届け出なければならない。

(実施保育所等に対する費用の支払い)

第 7 条 期間限定保育に係る実施保育所等への費用の支払いについては、通常の保育における委託費と同じ取扱いとする。

また大阪市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱に規定する延長保育事業に係る補助金並びに他の要綱等に定める補助金についても、通常の保育と同じ取扱いとする。

(利用申請)

第 8 条 期間限定保育の利用を希望する保護者は、利用調整事務取扱要綱第 2 条に規定するもののほか、大阪市期間限定保育利用調整申込同意書（様式第 3 号）を保健福祉センター所長に提出しなければならない。

(利用期間)

第 9 条 期間限定保育の実施期間が第 5 条第 1 項の規定による期間である保育所等を利用する場合は、期間限定保育の利用期間は、利用開始日から当該利用開始日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、利用開始日が期間限定保育の開始年度の翌年度の場合は当該利用開始日の属する年度の末日までとする。

- 2 期間限定保育の実施期間が第 5 条第 2 項の規定による期間である保育所等を利用する

場合は、期間限定保育の利用期間は、利用開始日の属する年度の末日までとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、大阪市子どものための教育・保育給付認定に関する事務取扱要綱第3条第4号に基づき発行された「子どものための教育・保育給付支給認定証」に記載された支給認定有効期間を超えての利用は出来ない。

(利用調整)

第10条 期間限定保育の利用調整については、通常の保育の利用と同じ取扱いとし、利用調整事務取扱要綱によるものとする。

- 2 期間限定保育の利用期間満了のため、利用調整事務取扱要綱第2条による利用調整申請を行う場合にあっては、当該利用調整に当たり、同要綱別表「保育利用調整基準(2)調整指数表」中の保育施設又は保育事業の卒園児に該当し、加点を行うことができるものとする。

(保育料等)

第11条 期間限定保育の保育料(延長保育事業を利用する場合は、延長保育料を含む。)は、通常の保育と同じ取扱いとする。

(その他事項)

第12条 この要綱に定めのない事項については、原則として通常の保育と同じ取扱いとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、期間限定保育の実施に関し必要な項目は、こども青少年局長が定める。

附則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

年 月 日

大阪市長様

法人所在地
 届出者 法人名
 代表者職・氏名 印

大阪市期間限定保育実施計画書

次の施設について、期間限定保育を実施したいので届出します。
 また、期間限定保育の開始にあたっては、大阪市期間限定保育実施届（様式第2号）により届出し、認可定員及び利用定員の変更等の必要な手続きを行います。

実施施設名

実施期間 年間
 年 月 日～ 年 月 日

2年間の実施が困難である理由（実施期間が1年間の場合のみ記入）

--

受入児童数

	1歳	2歳
実施1年目（ 年度 ）	人	人
実施2年目（ 年度 ）	人	人

※ 実施期間が2年間の場合は、実施1年目の1歳と実施2年目の2歳の受入児童数は同数になります。
 なお、実施期間が1年間の場合は、実施2年目の受入児童数の記入は不要です。

実施手法 別紙のとおり

保育士配置 別紙のとおり

期間限定保育の実施にあたっては、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第49号）、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第99号）及びその他関係法令に定める基準を満たし、児童の安全な受入に必要な環境及び体制を確保します。

その他、児童の安全な受入にあたって、施設独自に工夫する点

--

■施設の現況（期間限定保育実施前の状況）

※ 開設前の施設については、期間限定保育の実施期間満了後の状況を記入してください。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
① 保育室面積	m ²						
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階	階	
③ 認可定員	人	人	人	人	人	人	人

参考	定員上限（最大）	5.0m ² /人	3.3m ² /人	1.98m ² /人				
	①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限（最大）	1.65m ² /人						
	①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	

■期間限定保育の実施手法等

○実施手法

該当する口にレ印をつけてください。その他にレ印をつけた場合は、内容を記入してください。

<input type="checkbox"/> 4・5歳児の合同保育を実施し、保育室の空きを活用して実施する <input type="checkbox"/> 4歳児室又は5歳児室を利用する <input type="checkbox"/> 年齢をスライドして保育室を利用する <input type="checkbox"/> その他（内容： <input type="checkbox"/> 面積基準緩和を適用して実施する <input type="checkbox"/> その他（内容：

○保育室等の活用計画

別紙①のとおり

○保育士配置計画

別紙①のとおり

【4・5歳児の合同保育を実施し、保育室の空きを活用して実施する場合】

別紙①

●実施1年目 (年度)

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳		2歳	3歳	4歳	5歳	計
		右記以外	期間限定					
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階		階	
③ 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人		1.98m ² /人			
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	人
		1.65m ² /人						
	人	人	人	人	人	人	人	人

○保育士配置基準

※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳(期間限定含む)	2歳	3歳	4歳	5歳	計
④ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
⑤ 保育士配置基準数 (歳児毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児毎)	休けい保育士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受ける場合	合計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

●実施2年目 (年度)

実施期間が1年間の場合は、記入は不要です。

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳	計
			右記以外	期間限定				
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階		階	
③ 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人	1.98m ² /人				
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	人
		1.65m ² /人						
	人	人	人	人	人	人	人	人

○保育士配置基準

※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳	2歳(期間限定含む)	3歳	4歳	5歳	計
④ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
⑤ 保育士配置基準数 (歳児毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児毎)	休けい保育士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受ける場合	合計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

【面積基準緩和を適用して実施する場合】

●実施1年目 (年度)

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳		2歳	3歳	4歳	5歳	計
		右記以外	期間限定					
① 保育室面積	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	0.00 m ²
② 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	0人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人		1.98m ² /人			人
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人		人	人	人	
参考	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	1.65m ² /人						人
		人	人	人	人	人	人	

○保育士配置基準 ※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳(期間限定含む)	2歳	3歳	4歳	5歳	計
③ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
④ 保育士配置基準数 (歳児 毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児 毎)	休 け い 保 育 士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合 計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

●実施2年目 (年度)

実施期間が1年間の場合は、記入は不要です。

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳	計
			右記以外	期間限定				
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²	m ²
② 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人	1.98m ² /人			人	
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人		人
参考	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	1.65m ² /人						人
		人	人	人	人	人	人	

○保育士配置基準 ※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳	2歳(期間限定含む)	3歳	4歳	5歳	計
③ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
④ 保育士配置基準数 (歳児 毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児 毎)	休 け い 保 育 士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合 計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

【その他の場合】

●実施1年目 (年度)

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳		2歳	3歳	4歳	5歳	計
		右記以外	期間限定					
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階	階	階	
③ 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人		1.98m ² /人			
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	人
		1.65m ² /人						
	人	人	人	人	人	人	人	人

○保育士配置基準

※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳(期間限定含む)	2歳	3歳	4歳	5歳	計
④ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
⑤ 保育士配置基準数 (歳児毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児毎)	休けい保育士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

●実施2年目 (年度)

実施期間が1年間の場合は、記入は不要です。

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳	計
			右記以外	期間限定				
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階	階	階	
③ 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人	1.98m ² /人				
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	人
		1.65m ² /人						
	人	人	人	人	人	人	人	人

○保育士配置基準

※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳	2歳(期間限定含む)	3歳	4歳	5歳	計
④ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
⑤ 保育士配置基準数 (歳児毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児毎)	休けい保育士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

年 月 日

大阪市長様

届出者 法人所在地
法人名
代表者職・氏名 印

大阪市期間限定保育実施届

平成 年 月 日付けで「大阪市期間限定保育実施計画書」により届出を行った次の施設について、期間限定保育を開始しますので届出します。

実施施設名

実施期間 「大阪市期間限定保育実施計画書」に記載のとおり

受入児童数	1歳	2歳
実施1年目(年度)	人	
実施2年目(年度)		人

※ 実施期間が2年間の場合は、実施1年目の1歳と実施2年目の2歳の受入児童数は同数になります。
なお、実施期間が1年間の場合は、実施2年目の受入児童数の記入は不要です。

実施手法 別紙のとおり

保育士配置 別紙のとおり

期間限定保育の実施にあたっては、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第49号）、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第99号）及びその他関係法令に定める基準を満たし、児童の安全な受入に必要な環境及び体制を確保します。

その他、児童の安全な受入にあたって、施設独自に工夫する点

■施設の現況（期間限定保育実施前の状況）

※ 開設前の施設については、期間限定保育の実施期間満了後の状況を記入してください。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
① 保育室面積	m ²						
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階	階	
③ 認可定員	人	人	人	人	人	人	人

参考	定員上限（最大）	5.0m ² /人	3.3m ² /人	1.98m ² /人				
	①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限（最大）	1.65m ² /人						
	①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	

■期間限定保育の実施手法等

○実施手法

該当する口にレ印をつけてください。その他にレ印をつけた場合は、内容を記入してください。

<input type="checkbox"/> 4・5歳児の合同保育を実施し、保育室の空きを活用して実施する <input type="checkbox"/> 4歳児室又は5歳児室を利用する <input type="checkbox"/> 年齢をスライドして保育室を利用する <input type="checkbox"/> その他（内容： <input type="checkbox"/> 面積基準緩和を適用して実施する <input type="checkbox"/> その他（内容：

○保育室等の活用計画

別紙①のとおり

○保育士配置計画

別紙①のとおり

【4・5歳児の合同保育を実施し、保育室の空きを活用して実施する場合】

別紙①

●実施1年目 (年度)

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳		2歳	3歳	4歳	5歳	計
		右記以外	期間限定					
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階		階	
③ 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人		1.98m ² /人			
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	人
		1.65m ² /人						
	人	人	人	人	人	人	人	人

○保育士配置基準 ※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳(期間限定含む)	2歳	3歳	4歳	5歳	計
④ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
⑤ 保育士配置基準数 (歳児毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児毎)	休けい保育士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

●実施2年目 (年度)

実施期間が1年間の場合は、記入は不要です。

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳	計
			右記以外	期間限定				
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階		階	
③ 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人	1.98m ² /人				
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	人
		1.65m ² /人						
	人	人	人	人	人	人	人	人

○保育士配置基準 ※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳	2歳(期間限定含む)	3歳	4歳	5歳	計
④ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
⑤ 保育士配置基準数 (歳児毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児毎)	休けい保育士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

【面積基準緩和を適用して実施する場合】

別紙①

●実施1年目 (年度)

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳		2歳	3歳	4歳	5歳	計
		右記以外	期間限定					
① 保育室面積	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²	m ²	0.00 m ²
② 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	0人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人		1.98m ² /人			人
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人		人	人	人	
参考	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	1.65m ² /人						人
		人	人	人	人	人	人	

○保育士配置基準

※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳(期間限定含む)	2歳	3歳	4歳	5歳	計
③ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
④ 保育士配置基準数 (歳児 毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児 毎)	休 け い 保 育 士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合 計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

●実施2年目 (年度)

実施期間が1年間の場合は、記入は不要です。

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳	計
			右記以外	期間限定				
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²		m ²	m ²	m ²	m ²
② 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人	1.98m ² /人			人	
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人		人
参考	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	1.65m ² /人						人
		人	人	人	人	人	人	

○保育士配置基準

※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳	2歳(期間限定含む)	3歳	4歳	5歳	計
③ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
④ 保育士配置基準数 (歳児 毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児 毎)	休 け い 保 育 士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合 計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

【その他の場合】

●実施1年目 (年度)

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳		2歳	3歳	4歳	5歳	計
		右記以外	期間限定					
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階	階	階	
③ 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人		1.98m ² /人			
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	人
		1.65m ² /人						
	人	人	人	人	人	人	人	人

○保育士配置基準 ※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳(期間限定含む)	2歳	3歳	4歳	5歳	計
④ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
⑤ 保育士配置基準数 (歳児毎)	人	人	人	人	人	人	人

保育士配置基準数 (歳児毎)	休けい保育士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

●実施2年目 (年度)

実施期間が1年間の場合は、記入は不要です。

○保育室等の活用計画

	0歳	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳	計
			右記以外	期間限定				
① 保育室面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
② 保育室の設置階	階	階	階	階	階	階	階	
③ 期間限定保育実施による変更後の認可定員	人	人	人	人	人	人	人	人
参考	定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	5.0m ² /人	3.3m ² /人		1.98m ² /人			
	面積基準緩和を適用した場合の定員上限(最大) ①÷上段の児童1人あたりの面積	人	人	人	人	人	人	人
		1.65m ² /人						
	人	人	人	人	人	人	人	人

○保育士配置基準 ※ 入所予定児童数は、進級やこれまでの新規入所や申込みの状況等を勘案して計画を立ててください。

	0歳	1歳	2歳(期間限定含む)	3歳	4歳	5歳	計
④ 入所予定児童数※	人	人	人	人	人	人	人
⑤ 保育士配置基準数 (歳児毎)	人	人	人	人	人	人	人

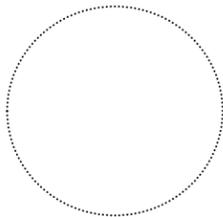
保育士配置基準数 (歳児毎)	休けい保育士 (定員90人以下の場合)	標準時間認定の児童 を受け入れる場合	主任保育士専任加算 を受け取る場合	合計
人	人	人	人	人

次の□にレ印をつけてください。

□ 上記の保育士配置基準のほか、補助事業にあたっては補助要綱等に定める保育士配置基準、また保育士以外の看護師、調理員等、保育の実施にあたり定められた全ての職員配置基準を遵守します。

○保育士配置に係る法人の考え方(保育士の雇用確保の方法を含む)

受付



施設名			
児童氏名			
認定証番号			
児童番号	1	2	3
同一世帯の 入所児童 児童番号	1	2	3
	1	2	3

※「子どものための教育・保育給付 保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」又は「希望施設等変更申請書」の第1希望～第6希望の欄のいずれかに、期間限定保育の希望を記載した場合、この同意書を提出してください。

(あて先) 保健福祉センター所長

大阪市期間限定保育利用調整申込同意書

保 護 者 ※	現住所				()方	
	フリガナ 氏名					
	電話 (優先的に使う 連絡先を○で 困ってください)	自宅	○○	-	○○○○	-
	携帯(父)	△△	-	△△△△	-	△△△△
	携帯(母)	××	-	××××	-	××××

※「子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」に記載した保護者の氏名を記載してください

	氏名	性別	年齢	生年月日
期間限定保育の 利用を希望する子ども	(フリガナ)	男・女		

期間限定保育確認事項

次の事項について確認のうえ、□にレ点をし、日付の記入、署名をしてください。

- 期間限定保育の利用については、最長2年間で、2歳児保育終了後に退所することになります。なお、期間限定保育の実施期間が1年間の施設については、最長1年間で、1歳児保育終了後に退所することになります。
- 3歳児以降（期間限定保育の実施期間が1年間の施設については、2歳児以降）も保育を希望する場合、あらかじめ保育施設・事業の利用申込みが必要になります。
- 期間限定保育で利用した保育所が、3歳児（2歳児）の募集を行っていた場合についても、利用申込者数が、募集数を超える場合については、保育利用調整基準に基づき利用調整を行いますので、期間限定保育で利用した施設を継続して利用できるかどうかは、利用調整の結果によります。なお、期間限定保育の利用者については、利用調整にあたり基本点数からの加点があります。

(元号) 年 月 日

保護者氏名 _____

以上、確認のうえ署名します。